

化学物質による食品の汚染を低減するための 発生源対策に関する実施規範

CODE OF PRACTICE CONCERNING SOURCE DIRECTED MEASURES TO REDUCE CONTAMINATION OF FOOD WITH CHEMICALS

CAC/RCP 49-2001

1. 本文書は、食品を汚染しヒトの健康にハザードとなる可能性があり、そのため CCFAC/CAC によって規制について検討されてきた環境化学物質の主な発生源を取り扱う。食品には環境汚染物質の他に農薬として使用される化学物質、動物用医薬品、食品添加物、加工助剤が含まれる場合がある。ただし、そのような物質はコーデックスの他のシステムで取り扱われているため、本文書には含めない。またカビ毒及び天然毒素も同様である。
2. 本文書の主な目的は、食品及び飼料の化学物質汚染の発生源、及びそのような汚染を防止するための発生源対策についての認識を高めることである。これは、本文書で推奨されている措置が、食品管理当局及びコーデックスの直接的な責任の範囲外にある場合があることを意味する。
3. 国の食品管理当局は、潜在的又は実際の食品汚染問題について、関連する国の規制当局及び国際機関に情報提供し、適切な予防措置を講じるよう促すべきである。この結果として化学的汚染のレベルが低下し、長期的には、食品中の化学物質についてのコーデックス最大基準値の策定と維持を行うことの必要性が下がることにつながる。
4. 食品中の化学汚染物質の濃度が、合理的に達成可能な限り低く、健康の観点から許容／耐容可能と考えられる最大濃度を決して超えないよう確実にするため、様々なアプローチを使用することができるだろう。基本的に、これらのアプローチは、a) 汚染源を排除又は制御するための措置、b) 汚染物質濃度を低減するための処理、c) 食用に適した食品から汚染された食品を特定し分離するための措置、から構成される。汚染された食品は、リコンディショニングして食用に適合させることができる場合を除いて、食品としての使用が却下される。場合によっては、例えば過去に管理されていなかった発生源からの排出によって PCB や水銀などの難分解性の物質による環境汚染が生じた場合には、上記のアプローチを組み合わせ使用しなければならない。特定の場所の排出によって

漁場や農地が著しく汚染されている場合には、該当する地域をブラックリストに載せる、すなわちこれらの汚染地域由来の食品の販売を禁止し、当該食品の消費を阻止するよう助言しなければならない場合がある。

5. 最終製品の管理は、汚染物質の濃度が設定された最大基準値未満であることを保証できるほどには広範囲になされていない可能性がある。ほとんどの場合、化学汚染物質を食品から除去することは不可能であり、汚染されたバッチを食用に適合させる実行可能な方法はない。発生源での食品汚染の排除又は制御、すなわち予防的アプローチの利点は、通常このアプローチが、健康への好ましくない影響のリスクを低減又は除去する上でより効果的であること、食品管理に必要とされるリソースがより少ないこと、及び食品の廃棄が回避されることである。
6. 食品の製造、加工、調理作業は、危害要因（ハザード）を同定し関連するリスクを評価することを目的として分析すべきである。そして、重要管理点を決定し、これら重要管理点での製造を監視するシステム（すなわち、**Hazard Analysis Critical Control Point** 又は「**HACCP**」アプローチ）を確立する必要がある。製造－加工及び流通チェーン全体にわたって注意を払うことが重要であるのは、それ以外の点からしても、食品の安全性と品質はチェーンの最終段階での製品検査では確認しきれないからである。
7. 空気、水、及び耕作地の汚染は、食品や飼料のために栽培された農作物や食料生産動物の汚染、及び飲料水や食品生産・加工用の水源として使用される地表水や地下水の汚染につながる可能性がある。関連する国の規制当局及び国際機関は、食品汚染の実際の問題及び潜在的な問題について情報を得て、以下の措置を講じることが推奨される。
 - － 化学、鉱業、金属、紙産業などの産業由来の汚染物質、また兵器実験由来の汚染物質の排出量の制御；
 - － エネルギー生産（原子力発電所を含む）及び輸送手段からの排出の制御；
 - － 固体及び液体の家庭廃棄物及び産業廃棄物について、廃棄場所への堆積や下水汚泥の廃棄、一般廃棄物の焼却などの廃棄の制御；
 - － 有機ハロゲン化合物（PCB、臭素系難燃剤など）、鉛、カドミウム、水銀化合物など、特定の有害な環境難分解性物質の生産、販売、使用、廃棄の制御；
 - － 新規化学物質が市場に導入される前、特に最終的に大量に環境に放出される可能性がある場合には、健康及び環境上の観点から許容可能であることを示す適切な検査の確実な実施；
 - － 有害な環境難分解性物質の、健康及び環境の観点からより許容可能な製品への置換。

免責事項

「国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究」あるいは「食品行政における国際整合性の確保と食品分野の国際動向に関する研究」の一環として、個人が翻訳しました。Codex 委員会等による承認が得られているものではありません。

相違がある場合は原文が優先されます。引用等にあたっては、必ず原文を確認し、自らの責任においてご利用ください。